## 不利益処分に関する処分基準 個票

保健福祉部 障がい福祉課

不利益処分の内容		届出等をしない者に対する障害児福祉手当の支払差止め			
根拠法令等及び条項		特別児童扶養手当等の支給に関する法律第26条において準用する第			
		12条			
	根拠条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第12条、			
		特別児童扶養手当等の支給に関する法律第35条第1項			
	参考事項				
	設定等年月日	平成	年	月	日設定
		平成	年	月	日最終変更

## 【基準】

- 1 手当の支給を受けている者が、正当な理由がなくて、第35条第1項(2参照)の規定による届出をせず、又は書類その他の物件を提出しないときは、手当の支払を一時差し止めることができる。
- 2 第35条第1項の規定

手当の支給を受けている者は、厚生労働省令の定めるところにより、行政庁に対し、 厚生労働省令で定める事項を届け出、かつ、厚生労働省令で定める書類その他の物件を 提出しなければならない。

処 分 基 準